

大和市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成要綱の一部を改正する要綱

大和市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成要綱（平成29年大和市告示第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「助成すること」の次に「（以下「助成」という。）」を加える。

第2条第1項中「補聴器購入費等の助成を受けることができる」を「助成の対象となる」に改め、同項第1号中「第6条」を「第6条第1項」に、「助成の申請の日」を「申請（以下「申請」という。）をした日（以下「申請日」という。）」に改め、同項第4号中「に基づく指定医」を「の規定による都道府県知事の指定を受けた医師」に、「に基づく指定」を「の規定による指定」に、「一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会」を「一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会」に改め、同条第2項中「障害者総合支援法第76条第1項ただし書に該当する場合又は」及び「ものとする」を削る。

第4条中「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」を「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に、「又は第4項」を「から第5項までの規定」に、「の1（購入基準）の(5)の」を「1 購入基準(8)その他の表」に、「「軽度・中等度難聴用」を「、「軽度・中等度難聴用」に改める。

第6条第1項中「（以下「申請書」という。）」を削り、同項第3号中「所得（課税）証明書」を「所得を証する書類」に改め、同条第2項中「助成申請」を「申請」に改め、同条第3項中「大和市補装具費等の代理受領に係る補装具作製事業者の登録等に関する要領（平成19年4月1日施行）に基づき登録された」を「市長が別に定める」に改める。

第7条中「前条の規定による」を削り、「、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成決定通知書」を「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成決定通知書」に、「、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請却下通知書を」を「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請却下通知書を、当該」に改める。

第8条中「助成決定後」を「前条の規定による助成の決定後」に、「決定事業者」を「販売（修理）事業者（以下「決定事業者」という。）」に改める。

第9条第1項中「決定業者」を「決定事業者」に、「助成決定額」を「助成の額」に改め、同条

第2項中「助成券を添付して請求すること」を「の請求」に、「助成決定額」を「助成の額」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該請求は、助成券を添付して行わなければならない。

第10条中「助成金の支給」を「助成」に改める。

第12条の見出しを「（その他参考とする基準等）」に改め、同条中「補装具支給規準」を「補装具支給基準」に、「補装具費支給事務取扱指針について（平成18年9月29日付け障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知」を「「補装具費支給事務取扱指針について」の制定について（平成30年3月23日付け障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知」に改める。

別表第3号様式の項中「第7条」の次に「及び第8条」を加え、同表第4号様式の項中「第7条」の次に「及び第9条」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、公表の日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の大和市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成要綱（以下「新要綱」という。）第2条第2項の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 新要綱第6条から第9条までの規定にかかわらず、改正前の大和市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成要綱第2条第2項の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項ただし書に該当することから、同要綱による助成の対象とならなかった者が適用日から施行日の前日までの間に補聴器を購入し、又は修理したときは、市長は、当該者が既に支払った購入又は修理に要した費用に対して助成することができる。この場合において、当該助成を受けようとする者は、令和8年3月31日までに市長に次項の規定により読み替えて適用する新要綱第6条の規定による申請をしなければならない。

3 前項の規定による助成の手続については、新要綱第6条及び第7条の規定を準用する。この場合において、新要綱第6条第1項第2号中「意見書に基づき、補聴器の販売（修理）事業者が作成した見積書」とあるのは「補聴器の購入又は修理に要した費用が確認できる領収書」と、第7条中「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成決定通知書（以下「助成決定通知書」という。）及び軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成券（以下「助成券」という。）」とあるのは「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成決定通知書」と読み替えるものとする。

4 新要綱第8条及び第9条の規定にかかわらず、第1項の規定による助成の交付については、前項の規定により読み替えて適用する新要綱第7条の規定により助成の決定を受けた者が市長に請求書を提出することにより、その者に対し助成金の交付を行うものとする。